# 会員規約

令和 6 年 8 月 12 日制定

## 第 1 章　総 則

（目　的）
第 1 条　本規約は、藍の会（以下、「本会」とする。）の会則に基づき、本会の会員たるものに関する基本的事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）
第 2 条　本規約は、本会の会則 第 6 条に定める会員に適用される。

## 第 2 章　会 員

（会員の種類）
第 3 条　本会には、次の会員をおく。
(1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した、藍産業に従事する個人、法人又は団体
(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を支援するために入会した個人、法人又は団体

（入　会）
第 4 条　本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会申込みの不承認）
第 5 条　本会の会員になろうとする者について、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、入会申込みの承認を得ることができないことがある。
(1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
(2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合
(3) 過去に本会から会員資格を取り消されたことがある場合
(4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他の暴力ないし詐欺的手法等を用いて経済的利益を追求する個人、集団、若しくはこれらに準じる者である場合
(5) その他、本会への入会を認めるにあたって不適当な事由があると判断した場合

（会　費）
第 6 条　会員は、以下の会費を納入しなければならない。
(1) 正 会 員 （入会金）１０，０００円　（年会費）１０，０００円
(2) 賛助会員
藍関連事業者 （入会金）１０，０００円　（年会費）一口 5，０００円、一口以上
一般 個人 （入会金）なし　（年会費）一口 1，０００円、三口以上

一般 法人 （入会金）なし　（年会費）一口 １０，０００円、三口以上

2　年会費の起算日は4月1日とし、起算日から3月31日までを1年間とする。なお、入会初年度については、入会日（役員会の承認が下りた日）を含む月より、月割にて計算する。

3　入会金及び年会費は、本会が定める支払期日までに、指定する金融機関の口座に振り込む方法により、一括で支払うものとする。

4　会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

（変更の届け出）

第7条　会員はその氏名・名称、代表者、住所、連絡先等、本会への届出事項に変更が生じた場合、速やかに本会所定の変更届を提出するものとする。

2　会員が、前項の手続きを行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本会はその責任を一切負わない。

（退　会）

第8条　会員は、本会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本会の正会員においては、退会しようとする日の1ヶ月以上前に、本会に対して退会する旨を予告しなければならない。

2　退会に際し、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本会に対する未払い分の支払いを免れない。

（会員資格の取り消し）

第9条　会員が、次のいずれかに該当するに至った場合は、総会の決議により、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

(1) 退会したとき
(2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき
(3) 他者または本会の名誉、プライバシー、権利侵害、信用を傷つける等の行為をしたとき
(4) 本会の目的に反する行為、並びに、本規約、定款、その他の規則に違反したとき
(5) 正当な理由なく、会費を1年以上滞納したとき
(6) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
(7) その他会員資格を取り消されるべき正当な事由があるとき

2　前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

3　会員が、その会員たる資格を取り消された場合、すでに納めた会費等については払い戻さないものとする。

## 第3章　権 利

（会員の権利）

第10条　正会員の有する権利は以下に掲げるものとする。

(1) 本会の総会における、各1個の議決権

(2) 本会の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる権利
(3) 本会の事業に参加し、そのすべてを利用することができる権利
(4) 本会の部会活動に参加し、その議題について提起する権利
(5) 本会に対し、基金の拠出事案を発議できる権利
(6) 本会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利

2　賛助会員の有する権利は、以下に掲げるものとする。
(1) 本会の活動について、その情報を提供される権利
(2) 本会の賛助会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利

3　会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失う。

（会員の義務）

第 11 条　会員は、本規約、本会の会則、並びに、本会が定めるその他の規約・規程を遵守しなければならない。

2　会員は、本会の活動及び本会からのアンケート等の依頼事項について、可能な範囲で積極的に参加し、対応する。

## 第 4 章　規約の追加・変更

（規約の追加・変更）

第 12 条　本規約に定めの無い事項については、理事会の決議により定めるものとする。

2　本会は、理事会の決議により、本規約の全部又は一部を追加・変更することができる。

3　本会の円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会により追加・変更された本規約は、本会からの電磁的方法若しくは郵送により通知がなされた時点で効力を発するものとし、同通知の後、会員は、当該追加・変更された本規約に拘束されるものとする。

## 第 5 章　免責及び損害賠償

（免責及び損害賠償）

第 13 章　会員は、本会が取得し提供した資料、情報等について、自らの判断によってその利用を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。

2　会員間若しくは会員・第三者間で紛争が発生した場合、当該会員間若しくは会員・第三者間で処理し、解決するものとし、本会は一切の責任を負わないものとする。

3　会員から得られた情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について、本会は一切の責任を負わないものとする。

4　万が一、本会が会員若しくは第三者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何又は予見の有無に関わらず、本会が負うべき責任は、会員が支払う会費を上限とする。

## 第 6 章　個人情報

（会員情報の取り扱い）

第 13 条　会員は、本会に対して提供した会員の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

(1) 本会が提供する情報等（会員が共有するものを含む）を、会員に知らせる必要がある場合

(2) 予めの承諾のもと、本会のウェブサイトや販促物等に掲載する場合

(3) 本会が特定の業務の全部又は一部を第三者に委託し、会員情報を取り扱わせる場合

(4) 公的機関の要請又は法令等により、会員の情報を開示せざるをえないと判断された場合

2　本会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき、会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

以上、本会の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

（附則）

本規約は、令和 6 年 8 月 12 日から施行する。

（改定）

令和 6 年 9 月 11 日

第 2 条　会則変更に伴い参照元条項を変更